

## 施策の紹介

### 総務省の取組

# 電子政府の実現に向けて

役所へ申請・届出するときは、役所に直接行って手続しなければなりません。

家庭や企業のパソコンからこれらの手続をすることができれば、どんなに便利になることでしょう。国民、企業と行政との間の情報化、手続の電子化などを内容とする電子政府の実現に向けて、現在、様々な取組が行われています。

「電子政府」とは

図り、極めて効率的・効果的な政府を実現しようとするもので

電子政府とは、コンピュータや

ネットワークなどの情報通信技術

(IT)を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民、企業の負担軽減や利便性の向上、行政事務の簡素・効率化などを

電子政府に関するこれまでの取組

このようないわゆる電子政府の実現は、

我が国社会全体の情報化を進める

ためにもこれと一体的、かつ率先

して取り組まなければならない緊

要な課題となっています。

政府は、これまで、「行政情報化推進基本計画」(平成六年十一月二十五日閣議決定。平成九年十二月二十日改定)に基づいて、二十一世紀初頭の電子政府の実現を目指す

して、総合的・計画的に行政の情報化を進めてまいります。

特に、国民、企業と行政との間における手続の電子化について

は、その推進が強く要請されており、例えば、

「経済新生対策」(平成十一年十一月十一日経済対策閣僚会議)

## 行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）の概要（抄）

## 行政事務の電子化等電子政府の実現

## （1）国民、企業と行政との間の情報化

15年度までに申請・届出等手続約1万件をインターネット等によるオンライン化。13年夏までに新たなアクション・プランを策定。

行政手続等に関する総合窓口システムを整備するとともに、輸出入及び港湾諸手続などのワンストップサービスの推進。

政府調達手続については非公共事業は15年度、公共事業（国土交通省）は16年度までに電子化を図る（13年度一部実施）。

国税、年金等国庫金事務の電子化を推進（国税申告等手続は15年度から一部税目についてインターネットによる申告を可能とする）。

## （2）行政の事務・事業の情報化

14年度までに各省庁内部事務の過半をペーパーレス化。

行政機関内の各種情報の積極的データベース化。原則として、国民、企業へのオープン化を図る。

## （3）情報セキュリティ対策その他の環境整備

12年内に策定する情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化。

身近な場所に端末機等を配備して行政手続の電子的サービスを提供したり、誰もが使いやすい機器等の改善。

## （4）地方公共団体における行政情報化の推進

地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークを15年度までに構築するよう要請。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。

「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」（平成十一年十二月十九日内閣総理大臣決定）などにおいて、国民と政府との間ににおける行政手続について、平成十五年度までに、インターネットで行える電子政府の基盤を構築することが決定されています。

また、電子政府の実現は、平成十二年七月七日に設置された「情報通信技術（IT）戦略本部」及び「IT戦略会議」における主要検討課題の一つに位置づけられます。とともに、IT戦略会議においてまとめられた「IT基本戦略」に於いても、今後のIT戦略における重要政策四分野の一つに位置づけられ、その積極的な推進が要請されています。

さらに、先の臨時国会において成立したIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）に

おいても、行政の情報化（電子政府の実現）を積極的に推進するための措置が講せられなければならぬとされています。

この大綱では、「行政事務の電子化等電子政府の実現」を主要事項の一つとして取り上げてあります。改革大綱が閣議決定されました。

## 電子政府の実現に向けた施策の概要

（1）基本的考え方

電子政府の実現の基本的考え方は、「ITの活用と既存の制度・慣行の見直しにより、国民の利

便性の向上及び国民に開かれた行政の実現を図るとともに、行政運営の総合性・機動性を高め、その簡素・効率化を進める」とです。

## (2) 国民、企業と行政との間の情報化

### インターネット等による行政情報の提供

各省庁は、既にホームページを開設し、インターネットを活用して、各種行政情報を提供してきており、行政情報を国民、企業により身近なものにしていきたいと考えています。

### 国民、企業と行政との間の手続の電子化

申請・届出などの各種行政手続きのオンライン化は、国民、企業から最も要望が強く、電子政府の中でも統一が図られていない状況にあります。このため、行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方を平成十二年度中に取りまとめ、これに基づいて、積極的に行政情報の提供を進め、その有効活用等を図ることとしています。

また、これを踏まえ、平成十三年夏までに、実施時期の前倒し、手続そのものの簡素化等の観点から心課題と位置づけることができず。このため、申請・届出等手続約一万件について、原則として、平成十五年度までに、インターネット等によるオンライン化を実現することとしています。

&lt;/div

います。

### (3) 行政の事務・事業の情報化

#### ペーパーレス化

IT化の進展に伴い、紙を中心とした政府部内の事務処理の在り方を見直し、意思決定の迅速化、事務の簡素・効率化等を進めることが必要になっています。このため、各省庁における内部事務の過半について、平成十四年度までにペーパーレス化を図ることにしています。

また、業務プロセスの大幅な改

革や制度的な改革を要する事務についても、平成十四年度までに講すべき措置について結論を得て、平成十五年度末までに実施に移すことにしています。

#### データベース化等による情報の共有

各省庁が保有する情報については、積極的にデータベース化を行い、情報共有を進めるとともに、原則として、国民、企業へのオー

ブン化を図ることにしています。

また、情報共有等の推進に資するとともに、国民に対する情報公開にも的確に対応するため、各省庁は、行政文書ファイル管理システムを平成十一年度内に整備することとしています。

総務省行政管理局では、国民の利便を図るため、各省庁の行政文書ファイル管理簿を横断的に検索できる総合行政文書ファイル管理システムを整備し、平成十三年度から運用を開始することにしています。

（4）情報セキュリティ対策その他の環境整備

情報セキュリティ対策

電子政府の実現に当たっては、不正アクセス、情報漏えい、災害などの脅威から政府の情報システムを防護し、国民、企業の方々が安心し、かつ信頼できるシステムを構築していくことが必要です。

電子政府の実現に当たっては、計画的な情報化を推進するため、官房長又は局長クラスを情報化推進の統括責任者に指名するとともに、現行の行政情報システム各省

府連絡会議を改組し、新たに「行政情報化推進各省府連絡会議（仮称）」を設置することにしています。

このため、各省庁において昨年末

に策定した情報セキュリティポリシーに基づいて、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化を進めることとしています。

その他環境整備

情報システム関係業務について

は、積極的に外注を推進するほか、すべての国民が等しくITの利便性を享受できるようにするために、身近な場所に端末機等を配備して

行政手続の電子的サービスを提供したり、だれもが使いやすい機器、システム、ソフトウエアの改善を進めたりすることとしています。

また、一月二十一日、同本部の第一回会合が開催され、「e-Japan戦略」が決定されました。

また、各省庁における総合的・計画的な情報化を推進するため、官房長又は局長クラスを情報化推進の統括責任者に指名するとともに、現行の行政情報システム各省

府連絡会議を改組し、新たに「行政情報化推進各省府連絡会議（仮称）」を設置することにしています。

電子政府については、この重点計画を踏まえつつ、その早期実現に向け、積極的に取り組んでいくたいと考えています。

さらに、電子政府の進捗状況に

ついて、毎年度評価し、その結果をインターネットで公表することとしています。

電子政府の早期実現に向けて

去る一月六日、IT基本法が施行され、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」が設置されました。

また、二月二十一日、同本部の第一回会合が開催され、「e-Japan戦略」が決定されました。

この中には、電子政府の実現に関し、政府が迅速かつ重点的に実施すべき具体的施策を明記することとされています。

電子政府については、この重点計画を踏まえつつ、その早期実現に向け、積極的に取り組んでいくたいと考えています。

（総務省）